

函館工業高等専門学校学業成績の評定並びに学年の課程の修了
及び卒業の認定に関する規程

昭和47年12月18日
制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第14条及び第15条の規定に基づき、函館工業高等専門学校における学業成績の評定、各学年の課程の修了及び卒業の認定に関する事項について定めることを目的とする。

(学業成績)

第2条 学業成績は、期末成績及び学年成績とする。

(科目区分)

第3条 函館工業高等専門学校教育課程等に関する規程別表第1及び第2の科目の構成に係る意義は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 必修科目 必ず履修し、単位を修得しなければならない科目
- 二 選択必修科目 選択必修科目として指定されている科目の中から所定の単位数を修得しなければならない科目
- 三 選択科目 履修を選択することのでき、課程の修了において必要な単位数に含むことのできる科目
- 四 必修外選択科目 履修が任意で、かつ、全課程の修了において必要な単位数に含まれない科目

第2章 試験

(試験)

第4条 試験は、次のとおり行う。

- 一 定期試験
前期期末及び後期期末に行う。
- 二 追試験
傷病、忌引、その他やむを得ない理由で試験を受験できなかった者については担当教員が必要と認めた場合に、追試験を行うことがある。ただし、学年成績提出後は、行わない。

三 再試験

担当教員が必要と認めた場合に、再試験を行うことがある。ただし、学年成績提出後は、行わない。

四 追認試験

未修得科目の単位を有するまま、進級を認められた者の当該科目については、担当教員の指導の下で追認試験を行う。

五 卒業特別措置試験

卒業判定終了後、第5学年において次の各号全てに該当する場合は、卒業特別措置試験を行う。

イ 卒業に必要な科目のうち、未修得科目の単位が1科目以内かつ2単位以内であること。

ロ 卒業に必要な科目のうち、不正行為による未修得科目の単位がある場合、当該科目の出席時間数が年間の出席すべき時間数の10分の8以上あり、かつ在学中に当該科目以外に不正行為を行っていないこと。

ハ イに該当する科目の出席時間数が年間の出席すべき時間数の10分の7以上あること。

2 平素の成績によって評定することができる科目については、前項の規定にかかわらず、試験の一部又は全部を行わないことがある。

第3章 学業成績の評定

(評定)

第5条 学業成績の評定は、次のとおり行う。

一 期末成績は、試験の成績及び平素の成績によって評定する。評定の時期は、別に定める。

二 学年成績は、各期の期末成績を総合して評定する。評定の時期は、別に定める。

三 成績の評定は100点法を用い、整数で評点する。

四 同一科目を複数の教員が担当している場合は、担当教員の合議によって評定する。

五 試験以外の方法によって評定を行える科目又は特別の理由のある科目については、期末成績の評定を行わないことがある。

六 正当な理由なく試験を欠席した者及び答案を提出しなかった者の当該科目の試験成績は、0点とする。

七 やむを得ない事由により試験を欠席した者に対して追試験がなされない場合は、成績の評定を行わないことがある。ただし、学年成績は評定する。

八 担当教員が特に必要と認めた場合は、再試験及び補講等を行い、その結果を反映し第二号に規定する評定を行うことができる。

(単位修得の認定)

第6条 次の各号の全てに該当する場合は、当該科目の単位の修得を認定する。

- 一 学年成績の評点が60点以上あること。
- 二 出席時間数が、年間の出席すべき時間数の10分の8以上あること。ただし、傷病(連続2週間以上の欠席を伴う加療を要するもの又は長期間の定期的通院を要するもので、医師の診断書が加療中に提出されていること。)その他やむを得ない理由があり、出席時間数が年間の出席すべき時間数の10分の7以上ある場合は、単位の修得を認定することがある。

前期又は後期のみを開設期間とする科目において、傷病その他やむを得ない理由があり、出席時間数が年間の出席すべき時間数の10分の5以上ある場合は、単位の修得を認定することがある。

- 2 前項第二号に該当しない者で、特別な理由(傷病又は本人の責任に因らない災害、事故等)があると認められる場合の単位修得の認定については、別に定める。

(学業成績の評語)

第7条 学業成績の評語は、次の評点により秀、優、良、可及び不可で表すものとする。

評語	学業成績の評点
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	0点～59点

(不正行為者の学業成績の取扱い)

第8条 定期試験において不正行為を行った者は、その試験期間における当該試験以後の試験を受けることができない。

- 2 不正行為を行った者のその試験期間の成績の評定は、次のように行う。
 - 一 試験以外の方法によって評定を行える科目及び特別の理由のある科目を除き、修得すべき全科目について評定を行う。
 - 二 その試験期間における試験の成績は、全科目で0点とする。
 - 三 不正行為を行った当該科目の評点は、0点とする。
- 3 定期試験及びその他の試験(第4条第1項第二号から第五号までの試験に限る。)において、不正行為を行った当該科目の学年成績の評点は、59点以下とする。
- 4 授業において科目ごとに実施する試験(以下「小テスト等」という。)で不正行為を行った者の当該科目の学業成績は、小テスト等による評価全体を0点とした上で評定する。

第4章 学年の課程の修了及び卒業の認定

(学年の課程の修了認定)

第9条 学年の課程の修了認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

2 次の各号の全てに該当する者は、当該学年の課程を修了したものと進級を認める。

- 一 算定出席日数が、年間の出席すべき日数の10分の8以上あること。ただし、傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、年間の出席すべき日数の10分の7以上であること。
- 二 当該学年において修得すべき全ての必修科目及び選択必修科目を修得していること。
- 三 当該学年までの修得累積単位数が次の表の基準を満たしていること。ただし、この基準は、学則第7条第1項に規定する学科に在籍している学生に適用する。

学科\学年	1年	2年	3年	4年	5年
生産システム工学科	33	65	97	132	167
物質環境工学科			97	133	
社会基盤工学科			97	132	

注1 第1学年から第4学年においては、必修科目及び選択必修科目の修得累積単位数が上表の単位数を満たすこととする。

注2 前学年で履修すべき全ての単位を修得していること。

- 四 第1学年から第3学年までは特別活動の出席日数が年間の出席すべき時間数の10分の8以上あること。ただし、傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、年間の出席すべき日数の10分の7以上であること。

3 前項の要件を満たさない者で、特別な理由(本人の責任に因らない災害、事故等)があると認められた場合は、当該学年の課程を修了したものと進級を認めることがある。

(特例による学年の課程の修了認定)

第10条 前条第2項第一号から第三号に該当しない者であっても、教務委員会が別に定める実験・実習及び設計製図等の科目(以下「実験・実習及び設計製図等の科目」という。)を全て修得し、次の各号の全てに該当する者については教員会議の審議を経て進級を認める(以下、「特例進級」という)。

- 一 実験・実習及び設計製図等の科目を除いた全ての科目において、出席時間数が年間の出席すべき時間数の10分の7以上あること。(ただし、前期又は後期のみを開設期間とする科目において、傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、年間の出席すべき時間数の10分の5以上の出席時間数があること。)

二 実験・実習及び設計製図等の科目を除いた科目において、各学年の未修得科目の単位数が、次の表に定める単位数以下であること。ただし、未修得科目は、特例進級後の学年で全て修得しなければならない。

学年	1年	2年	3年	4年	5年
未修得科目 単位数	4単位	6単位	6単位	4単位	0単位

- 2 前学年における未修得科目の単位は、当該学年中にすべて修得しなければ次の学年に進級することができない。
- 3 第5学年卒業判定時に第4、5学年の未修得科目の単位のある者については、卒業特別措置試験に合格した場合、修得を認める。
- 4 単位修得退学については、別に定める。

(卒業の認定)

第11条 全学年において修得すべき全ての科目を修得した者は、本校の全学年の課程を修了したものとし、教員会議の議を経て、校長が卒業を認める。

(原級留置)

第12条 学年の課程の修了を認定されない者は、原学年に留まるものとする。ただし、修得した一部の単位については認定を行うことがある。

(認定の制限)

第13条 第9条から第11条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、学年の課程の修了及び卒業の認定を認めないことがある。

- 一 入学料，授業料，寄宿料及びその他これに準ずるものの未納の場合
- 二 借用した学校備品を返還又は弁償しない場合

第5章 在学期間

(在学期間)

第14条 本校に在学できる期間は10年(休学期間を含めない。)を限度とし、これを超えた場合は、退学しなければならない。

- 2 特別の事由があると校長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、引き続き在学期間を延長することができる。

第6章 学業成績の取扱い

(保護者等への通知)

第15条 期末成績及び学年成績は、学業成績通知表によって保護者等に通知する。

2 平素の学習状況等については、必要に応じて保護者等に通知する。

(指導要録の記載)

第16条 学業成績は、評点及び評語によって指導要録に記載する。

2 成績証明書等は、評語をもって表示する。

附 則

1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、函館工業高等専門学校学業成績考査細則は廃止する。

附 則

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月19日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成9年8月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 前期終了科目の学業成績評定に関する申合せ(昭和49. 1. 21制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成11年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 13 日函高専達第 51 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 11 日函高専達第 15 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和3年3月25日函高専達第13号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月9日函高専達第9号)

この規程は、令和 4 年 3 月 9 日から施行する。ただし、第 12 条は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和5年2月16日函高専達第10号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和8年2月13日函高専達第8号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程施行日の前日において、本科に在籍する者については、改正後の第9条及び第10条並びに第12条の規定にかかわらず、附則第3条から第5条に定めるとおりとする。

(施行日前日において本科に在籍する者に係る学年の課程の修了認定)

第3条 学年の課程の修了認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

2 次の各号の全てに該当する者は、当該学年の課程を修了したものと進級を認める。

一 算定出席日数が、年間の出席すべき日数の10分の8以上あること。ただし、傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、年間の出席すべき日数の10分の7以上であること。

二 当該学年において修得すべき全ての必修科目及び選択必修科目を修得していること。

三 第1学年から第3学年までは特別活動の出席日数が年間の出席すべき時間数の10分の8以上あること。ただし、傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、年間の出席すべき日数の10分の7以上であること。

四 当該学年までの修得累積単位数が次の表の基準を満たしていること。ただし、この基準は、学則第7条第1項に規定する学科に在籍している学生に適用する。

学科\学年	1年	2年	3年	4年	5年
生産システム工学科	24	57	93	127	167
物質環境工学科			93	130	
社会基盤工学科			92	128	

注1 第1学年から第4学年においては、必修科目及び選択必修科目の修得累積単位数が上表の単位数を満たすこととする。

注2 第3学年においては、第1学年と第2学年前学年で履修すべき全ての単位を修得していること。

注3 生産システム工学科の第4学年においては、上記表に示した修得累積単位数の127

単位以上修得することを満たす他に、第3学年から第4学年の累積未修得科目の単位数が4単位以内であること。

- 3 前項の要件を満たさない者で、特別な理由(本人の責任に因らない災害、事故等)があると認められた場合は、当該学年の課程を修了したものとし進級を認めることがある。

(施行日前日において本科に在籍する者に係る特例による学年の課程の修了認定)

第4条 前条第2項に該当しない者であっても、教務委員会が別に定める実験・実習及び設計製図等の科目(以下「実験・実習及び設計製図等の科目」という。)を全て修得し、次の各号のすべてに該当する者については、教員会議の審議を経て進級を認めることとし、追認試験の対象となる学年の課程修了については、当該学年における未修得科目の単位を全て修得した時点で認定する。

- 一 実験・実習及び設計製図等の科目を除いた全ての科目において、出席時間数が年間の出席すべき時間数の10分の7以上あること。(ただし、前期又は後期のみを開設期間とする科目において、傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、年間の出席すべき時間数の10分の5以上の出席時間数があること。)
- 二 第1, 2学年の必修科目の評点の平均点が50点以上であること。
- 三 実験・実習及び設計製図等の科目を除いた科目において、第1, 2学年の累積未修得科目の単位数と第3～5学年の累積未修得科目の単位数が、次の表に定める単位数以下であること。

学年	3年	4年	5年
1～2年累積未修得科目の単位数	0		
3～5年累積未修得科目の単位数	6	6	0

- 2 第1, 2学年の未修得科目の単位は、第3学年修了までにすべて修得しなければ第4学年に進級することができない。
- 3 第3～5学年の未修得科目の単位は、第5学年修了までにすべて修得しなければ卒業することができない。
- 4 第5学年卒業判定時に第3～5学年の未修得科目の単位のある者については、卒業特別措置試験に合格した場合、修得を認める。
- 5 単位修得退学については、別に定める。

(施行日前日において本科に在籍する者に係る原級留置)

第5条 学年の課程の修了を認定されない者は、原学年に留まるものとする。この場合、単位の修得を認定されなかった科目については、再履修しなければならない。